

# 国民健康保険税の 税率が改正されました

国民健康保険は、加入されているみなさんが納める国民健康保険税と国県の補助金等により運営しています。

近年、国民健康保険加入者の増加や医療技術の高度化等に伴い、医療費が毎年大きく伸びています。また、介護保険分も介護サービスの増加に伴い、負担が大きくなることが予想されています。

これらにより、今までの税率では財源が不足して国民健康保険事業の運営が困難となります。このため、本年度、財源確保のために国民健康保険条例の改正を行って、次のとおり税率を変更していますのでお知らせします。

◎お問い合わせ／市役所健康課国保医療係（☎ 662-3165）

## 国民健康保険税の税率変更

	■ 変更前 ■	➡	■ 変更後 ■
◎ 医療分	①所得割／ 6.10% ②資産割／ 23.00% ③均等割／ 25,000円 ④平等割／ 25,000円 ※最高限度額53万円		①所得割／ 6.70% ②資産割／ 28.00% ③均等割／ 24,000円 ④平等割／ 20,000円 ※最高限度額53万円
(40歳～64歳) ◎ 介護分	①所得割／ 1.25% ②資産割／ 7.50% ③均等割／ 8,500円 ④平等割／ 4,500円 ※最高限度額8万円		①所得割／ 1.50% ②資産割／ 8.60% ③均等割／ 9,500円 ④平等割／ 5,500円 ※最高限度額8万円

## 保険税の決定方法

◎ 医療分	予想される 医療費	－	国・県等の 補助金	=	確保すべき 保険税	次 の 割 合 で 負 担	所得割 4.0% 資産割 1.0% 均等割 3.5% 平等割 1.5%
(40歳～64歳) ◎ 介護分	介護納付金	－	国・県等の 補助金	=	確保すべき 保険税	次 の 割 合 で 負 担	所得割 4.0% 資産割 1.0% 均等割 3.5% 平等割 1.5%

※ 65歳以上の方の介護保険料は、年金から差し引かれるか、納付書で個別に納められています。